

柏市地域型保育事業設備運営基準条例の一部改正について

こども部保育整備課

1 改正の趣旨

「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（令和元年12月10日子ども・子育て会議。）を踏まえ、国の基準（「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（以下「国基準」という。）」）の一部が改正（令和2年3月26日公布，令和2年4月1日施行）されたことに伴い、条例の一部改正を行うものです。

2 改正の理由

市内の保育需要が年々増加し続ける中で、さまざまな保育ニーズに対応できる受け皿を用意しておくことが必要であるため、本市に該当のない施設を含めて、全国の地域型保育事業の現状を踏まえ、国の最低基準である従うべき基準の改正に併せて、条例の一部改正を行うものです。

3 地域型保育事業の類型

類型	主な特徴	本市施設数 (R2.10 現在)
小規模保育事業（A型, B型, C型）	定員6～19人 ※A型は全員，B型は半数以上保育士 ※本市はA型のみ認可	11
事業所内保育事業	（小規模型）定員19人以下 （保育所型）定員20人以上 ※定員規模に応じ地域枠を設定	1
家庭的保育事業	定員1～5人 家庭的保育者の居宅等で保育	0
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅で保育	0

4 改正内容

児童福祉法第34条の16第2項及び国基準第1条第1項の規定により、改正条項は従うべき基準とされていることから、次の事項について、国基準に従い、別紙のとおり改正します。

(1) 居宅訪問型保育事業者が保育を提供できる場合に関する定め^の明確化

保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の実施については現行の条例でも可能ですが、今般、そのような乳幼児に対する保育の提供が可能であることを条例に明確化するものです。

5 施行期日

公布の日